

鶴見区善意銀行事業（払出）令和6年度鶴見区こどもの居場所応援助成金 実施要項

「鶴見区こどもの居場所応援助成金」払出先の募集について

鶴見区社会福祉協議会では、市民や団体、企業のみなさまから預託された現金や物品を基に、「善意銀行」を運営しています。

この善意銀行に指定預託していただきました、みなさまの善意を活用し、区民のみなさまに見える形で地域福祉の推進に資するため「鶴見区こどもの居場所応援助成金」の払出を実施します。

つきましては、次のとおり払出（助成）先を募集します。

1 払出対象

- (1) 鶴見区内で助成期間内に、こどもの居場所を通して食の支援や学習支援、居場所づくり等を行う団体
 - ※会食形式以外にお弁当や食材の配付を行っている活動も含みます
 - ※学習支援等でおやつや軽食を提供している団体も含みます
 - ※法人格の有無や活動年数は問いませんが、令和5年4月から1年以上事業継続し、事業実績がある団体を対象とします
- (2) その他、善意銀行運営委員長が適当と認めた団体

2 助成金受領の条件

- (1) こども食堂名義、活動団体名義の金融機関口座を持っていること（個人、営利企業、宗教法人の名義の口座は不可）
 - (2) 助成金払出に対する払出申請書と添付書類（事業計画書、収支予算書、役員名簿、団体規約）を提出していただけること
 - (3) 助成期間の終了後に、所定の事業完了報告書と添付書類（精算報告書、レシートや領収書の写し、活動風景の写真）を提出していただけること
- 〈※〉上記書類は採択決定後に提出をお願いいたします。申請時に添付する必要はありません
- (4) プライバシーポリシーに同意していただけること

3 対象となる活動

令和6年4月1日から令和7年3月31日の期間、原則月1回以上こどもの居場所を通じた食の支援や学習支援、居場所づくり等の活動

ただし、次に該当する場合は除きます

- ・営利を目的とするもの
- ・宗教活動や政治活動を目的とするもの
- ・法令や公序良俗に反して活動しているもの
- ・暴力団もしくはその構成員の統制下にあるもの

4 対象経費

- (1) 諸謝金、備品購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、交通費、広報費、賃借料、会議費、食糧費、損害保険料、雑費等
- (2) 自らの責任において負担すべき飲食費は、対象外とします。

5 払出金額

1団体につき 3万円まで（助成総額60万円）

※ 申請団体数によって、助成額を減額することがあります

6 申請方法

払出申請書（様式1）に、①前年度収支決算書、②事業計画書、③収支予算書、④規約、⑤役員名簿を添付し、鶴見区社会福祉協議会まで提出する

※払出申請書は鶴見区社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

また、窓口でもお渡しします

7 申請期間

令和6年7月16日（火）～9月13日（金）

8 選考方法

申請書類に基づき、善意銀行運営委員会で審査し、払出先と払出額を決定します。

なお、払出されない場合もありますので、ご了承ください。

9 決定通知

結果については、文書で通知します。

《決定通知後の手続きのおおまかな流れ》

- ・「払出請求書（様式3）」を提出
- ・「払出請求書」を受理後30日以内に振込予定
- ・事業完了後30日以内に「事業完了報告書（様式4）」及び必要書類を提出

※ 詳しくは、払出決定先にお知らせします

10 留意事項

- (1) 申請内容や役員などに変更がある場合はすみやかに届出ください。また、正当な理由がなく、申請内容と異なる活動であったり、虚偽があったときや委員会が不適切と判断した場合、払出額を返還していただく場合があります
- (2) 申請受付後、必要に応じて別途書類の提出依頼や電話または訪問等による問い合わせをさせていただくことがあります
- (3) 「鶴見区こどもの居場所応援助成金」の払出を受けた場合は、他の善意銀行払出を受けることはできません
- (4) 活動の実施に際して、鶴見区社会福祉協議会善意銀行から払出を受けていることを周知してください

《申込み、問い合わせ先》

社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会（担当：奥保）

〒538-0051 大阪市鶴見区諸口5丁目浜6番12号

電話番号 (06) 6913-7070

FAX番号 (06) 6913-7676